

甲府市上九の湯ふれあいセンター指定管理者の候補者選定に係る質問に対する回答

No.	該当資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項	2	指定管理業務に関する経費等の取り扱い	過去5年間の利用状況をご教示ください。	別紙1により回答します。
2	募集要項	2	指定管理業務に関する経費等の取り扱い	過去5年間の収支実績(明細まで)をご教示ください。	指定管理者が行う自主事業の内部情報を含むため公開することはできません。
3	募集要項	3	指定管理業務に関する経費等の取り扱い	過去5年間の光熱水費(電気、上下水道、燃料等)の実績をご教示ください。	指定管理者の自主事業に関する費用が僅少なため別紙2により回答します。なお、水道については簡易水道による定額の使用料になります。
4	募集要項	3	指定管理業務に関する経費等の取り扱い	過去5年間の修繕(内容・金額等)の実績をご教示ください。	No.2を参照してください。費用負担区分については、募集要項に記載の5(6)、(7)を参照してください。
5	募集要項	3	指定管理業務に関する経費等の取り扱い	過去3年間に実施した主な修繕について、内容、費用及び市と指定管理者の負担区分をご教示ください。	
6	仕様書	1	施設等	現在の職員の配置、人数をご教示ください。	施設運営を統括する施設長の外、施設管理に必要な受付・清掃等4人、夜間清掃3人、送迎1人を雇用しています。
7	仕様書	2	自主事業に関すること	過去5年間に実施した自主事業について下記項目をご教示ください。(事業名・事業内容・参加料・参加者数・収支実績)	利活用スペースを活用したカフェ運営及び物品等の販売になります。収支実績等については、指定管理者の内部情報を含むため公開することはできません。
8	仕様書	1	施設等	敷地の図面を提供してください。	別紙3により回答します。
9	募集要項	10	指定管理者の候補者の選定方法等	選定委員会の構成をご教示ください。	外部委員2名を含む5名で構成しています。
10	仕様書	2	指定管理業務に関する経費等の取り扱い	利用料金について、「条例第11条別表に定める金額の範囲内において市長の承認を受けて指定管理者が定めた額」とありますが、指定管理者の判断により利用料金を改定することは可能でしょうか。また、改定する場合の手続き及び市長の承認に要する期間等について、ご教示ください。	利用料金については、条例第11条別表に定める金額を上限として、市との協議・承認を経て設定することが可能です。手続きについては、協議・承認等に一定の期間を要しますが、概ね1月以内になります。例として閑散期に、一定額の割引をすることで、利用者の増加を見込むことなどが考えられます。
11	仕様書	2	送迎に関すること	「指定管理者は、送迎用バス等を用意すること」とありますが、これは指定管理者が新たに送迎用バス等を購入またはリース等により用意する必要があるという理解でよろしいでしょうか。また、現在使用している送迎用車両がある場合、その車両を引き継いで使用することは可能でしょうか・現在の送迎用車両の保有状況及び引継ぎの可否についてもご教示ください。	お見込みのとおり、指定管理者が購入またはリース等により用意する必要があります。現在使用中の送迎用車両は、現指定管理者の所有になりますので、指定管理者が変更となる場合の引継ぎは想定していません。